

意見検討結果一覧表
(案名:(仮称)東日本大震災津波を語り継ぐ日条例)

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
1	全般	3月11日の名称	<p>なぜ「語り継ぐ日」としたのか、どのように考察しても理解と納得できない。一度「語り継ぐ」という文言にしてしまうと、それは「過去にすでに起こって、二度と起こらないこと」を意味してしまう。つまり、「語り継ぐ」という文言それ自体がすでに「風化、忘却」を前提としているので、「語り継ぐ」という文言にする事で自然と「忘れるムード」が生じる。</p> <p>したがって、3月11日は「東日本大震災津波・日本の大地動乱の時代が開始した日」と定めるべきと考える。そうしないと、現在も岩手県民は東日本大震災津波による地殻変動のただ中で生活し、自然災害のリスクを24時間負っていることを理解できないと考える。素案の再考を切に求める。</p>	<p>本条例の趣旨は、3月11日を東日本大震災津波により失った大切な人を追悼する一日とするとともに、二度と同じ悲劇を繰り返さないために、震災の風化を防ぎ、震災を体験していない世代へ教訓を語り継ぐものであり、その趣旨を条例の題名としたものです。</p>	D参考
2	全般	3月11日の名称	<p>現在、(仮称)となっている条例の名称にも関わってくるのだが、条例制定の趣旨として東日本大震災「津波」のように「津波」に限定した条例制定の趣旨でなくてもよいのではないかと。</p> <p>【理由】 「津波」の影響を受けていない本県内陸部においても、東日本大震災の関連死などの死者も出ており、震災からこれまでの期間、沿岸部と内陸部で一体となって復興に向けて取り組んできたところである。 内陸部には、津波以外の被害に合われた方々も多くいることから、県を挙げて震災からの復興を誓う日として、東日本大震災の記憶を風化させることなく語り継いでいくためにも、「津波」に限定した条例制定の趣旨ではないほうがよいと考えるので、検討をお願いしたい。</p>	<p>法律では「東日本大震災」が用いられていますが、「東日本大震災」では津波の被害が伝わらないことから、本県では、地震と津波を表現するものとして「東日本大震災津波」を使用しており、「津波」に限定するものではありません。</p>	C趣旨同一
3	全般	3月11日の名称	<p>「東日本大震災津波」の「津波」を削除してはどうか(条例名を含む)。</p> <p>【理由】 被害は、津波のほかにも、地震や停電など様々な要因があるため。</p>	<p>法律では「東日本大震災」が用いられていますが、「東日本大震災」では津波の被害が伝わらないことから、本県では、地震と津波を表現するものとして「東日本大震災津波」を使用しており、「津波」に限定するものではありません。</p>	C趣旨同一
4	全般	3月11日の名称	<p>条例素案の概要及び内容に異論はございませんが、この津波を機に注目された過去の津波災害後の教訓を思い起こす日として「三陸の震災津波を語り継ぐ日」でありたいと考えます。</p> <p>【理由】 県内の沿岸部には「過去の津波到達点」の表示が東日本大震災前から数多くあり、明治以降三度にわたる津波災害を受けての東日本大震災であったことから、過去の「教え」のおかげで「釜石の奇跡」のように多くの方々が難から逃れることができたほか、生涯に複数回の津波被害にあわれた方もいらっしゃると思われます。このことから、「忘れない」と同時に「温故知新」の日となることを願い、東日本大震災に固執せずに「三陸の震災津波」とするものです。</p> <p>3月11日を契機とすることには賛成であり、東日本大震災津波を語り継ぐと同時に、過去の教え「津波てんでんこ」を後世へ語り継ぐ日になることを願っております。</p>	<p>賛同の御意見として受け取りました。御意見の内容については、今後の普及啓発においての参考といたします。</p>	C趣旨同一

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
5	条例制定の趣旨(前文)		(一段落目) 「本県」との表現は不要。 【理由】 被害を受けたのは、岩手県だけではないため。	御意見のとおり、東日本大震災津波により被害を受けたのは本県だけではありませんが、本県の条例ですので、原案どおりとします。	Fその他
6	条例制定の趣旨(前文)		(一段落目) 「甚大な」被害とする。 【理由】 被害が未曾有の大きさであったことを強調したい。	「かつて経験したことのない被害」は、「甚大な被害」と同じ意味ですので、原案どおりとします。	C趣旨同一
7	条例制定の趣旨(前文)		(一段落目、必要に応じ他の箇所も) 「大切な人」→「大切な命」 【理由】 人命のみならず多くの「命」を失ったのではないのでしょうか。	御意見のとおり、人命のみならず多くの命を失いましたが、請願の趣旨である3月11日を「大切な人を想う日」とすることを踏まえ、人を重んじることとし、原案どおりとします。	D参考
8	条例制定の趣旨(前文)		(一段落目) 「人と人が支えあうこと」→「支えあい」 【理由】 「人と人」＝「家族や友人、地域、国内外の人たち」同じ対象を示していないか。	「人と人が支えあうこと」の「人」は、特定の人を示しているものではなく、抽象的なものですので、原案どおりとします。	D参考
9	条例制定の趣旨(前文)		(三段落目) 「今後も復興に向けた歩みは続いていくが」「復興が果たされる日が来ても」 【理由】 現時点ではこの表現でよいのでしょうか、いずれ迎える「復興が果たされる日」が来たら条例を見直すのでしょうか。	この条例の前文は、条例制定の趣旨を規定しています。制定時の状況や決意を含め、伝え続けていくため、このような表現としたものであり、復興が果たされた(と思われた)ときに改正することは考えていません。	Fその他
10	条例制定の趣旨(前文)		(三段落目) 「悲しみと教訓を伝承」は「経験と教訓を伝承」が適当ではないか。 【理由】 追悼の要素が強い条例を想定して「悲しみ」を伝承としたかと思われるが、伝承していくのは、悲しみではなく、過去を含めた多くの災害経験から得られた教訓だと考えるため。	御意見のとおり、震災の経験や教訓を語り継いでいく必要がありますが、請願の趣旨である「あの日の悲しみと教訓を永遠に語り継いでいく」ということを踏まえ、大切な人を失うという悲しみを語り継ぐことで、より切実に教訓も伝承されるものと考えられますので、原案どおりとします。	D参考
11	条例制定の趣旨(前文)		(三段落目) 「悲しみと教訓」を「一人ひとりの経験と教訓」とする。 【理由】 体験していない世代やこれから生まれてくる子供たちに伝わるものと伝えるべきこととしては、「悲しみと教訓」よりも、「一人ひとりの経験と教訓」の表記が相応しいと思われる。	御意見のとおり、震災の経験や教訓を語り継いでいく必要がありますが、請願の趣旨である「あの日の悲しみと教訓を永遠に語り継いでいく」ということを踏まえ、大切な人を失うという悲しみを語り継ぐことで、より切実に教訓も伝承されるものと考えられますので、原案どおりとします。	D参考
12	条例制定の趣旨(前文)		(五段落目) 「ふるさと岩手を築いていくことを誓い」の前に、「共に力を合わせて」を入れる。 【理由】 亡くなった方々に対し、現在、未来を生きる人々の使命感を表現することが大切であると思われる。	御意見のとおり、共に力を合わせていくことが大切であり、その趣旨で規定していますが、前段落の文章と重複となることから、省略しました。	C趣旨同一

番号	大区分	小区分	意見	検討結果	決定への反映状況
13	県の取組、県民の取組の促進		「取組」ではなく「責務」又は「目標」の方が適当ではないか。 【理由】 「私たち」を県民全体と捉えての目標や責務について規定すべきと考える。	3月11日を東日本大震災津波を語り継ぐ日と定め、震災の教訓を伝承していくという本条例の趣旨に鑑み、普及啓発や自発的な取組の促進がふさわしいと考えられるため、原案どおりとします。	D参考
14	県民の取組の促進		「県民」を「県民及び国内外の人たち」とする。 【理由】 岩手県民に寄り添い続けてくれている人たち(交流人口)も視野にいれたい。また、ネガティブな自然災害からも新たな絆が生まれていることをポジティブに捉えることも大切にしたい。	御意見のとおり、国内外からの支援により新たな絆が生まれましたが、本県の条例であることから、県民を対象として自発的な取組を促進することとし、原案どおりとします。	Fその他

※「決定への反映状況」欄は、次に掲げる区分により記載

区分	内容
A(全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B(一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C(趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D(参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E(対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F(その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)